

□■受験対策ミニ講座 4号 2020□■ (養成所ニュースプラス第10号)

季節はめぐり10月。「出遅れた」と思っているあなた！本気になれば今からでも間に合います。

10月は赤い羽根共同募金の季節です。現代俳句の季語にもなっている秋の風物詩ですが、これが社会福祉法に定められた第一種社会福祉事業であること、そして国家試験超頻出事項だということを知っていましたか？ひとつひとつ確実に学び、前進していきましょう。新しい月は、新しい気持ちで出発です！

■Plus Quiz

【問題4】共同募金に関して正しいものを選び。

1. 共同募金は社会福祉法に定められており、共同募金会は社会福祉法人である。
2. 地域福祉の推進に関わる第一種社会福祉事業である。(30回 33-3)
3. 共同募金は、都道府県を単位として毎年1回実施される。(32回 22-5)
4. 共同募金会以外の者は、共同募金事業を行うことが禁止されている。(29回 42-3)
5. 社会福祉を目的とする事業を経営する者以外にも配分される。(29回 42-4)
6. 国は寄付金の配分について関与できる。(29回 42-5)
7. 共同募金会は、関東大震災によって被災した人々を援助するために、政府の呼び掛けによって設立された。(32回 32-3)

答えと解説は最後に記載してあります。

■Plus Column

【“クイズ王”ではなく】

“同じ問題は決して出ないが、似たような問題は出る”のが、この試験の特徴のひとつです。今回のような問題は「知っているか・知らないか」で決まる“クイズ王”のようでもあります。学ぶ身としては、共同募金の歴史と成り立ちをしっかりと理解しておきたいところです。知識が深くなると、様々な角度からの出題に対応できます。

共同募金は戦後復興期の1951(昭和26)年、社会福祉事業法(現・社会福祉法)の第一種社会福祉事業に規定されました。日本に寄付文化を根付かせようというGHQの意図があったといわれています。第一種社会福祉事業は「利用者の生活と密接な関係を有し、事業の継続性、安定性の確保の必要性が特に高いもの」とされています。「お年玉付き年賀はがき」も国民の福祉の増進を目的として独自の法に基づいて戦後まもなく始められました。さて「日本に寄付の文化は根付いた」のでしょうか？

現在、共同募金会は「赤い羽根・歳末助け合い・災害義援金」の3つの募金活動を行っています。国民の募金を「福祉の財源」とすることをどう考えるのか、現実問題として共同募金はどのように運営されていて、今後はどうあるべきか等々、私たちの社会のあり方に繋がっていく、深く大きな問題であることがわかります。さて、あなたは「福祉の財源」について、どう考えるでしょう？

ちなみに、募金をした証に赤い羽根をつけることはアメリカで始まりましたが、現在は日本だけの風習となっているそうです。俳句歳時記にはこんな句が載っていました。

赤い羽根つけて一と日の性善説 (小林鳳円)

赤い羽根似合わないからすぐはずす (外崎紅馬)

■Back Number

過去のバックナンバーはこちら→http://www.aigo.or.jp/yoseijo/?page_id=2686

【Plus Quiz 答えと解説】

共同募金は「現代社会と福祉」「地域福祉の理論と方法」「福祉行財政と福祉計画」など複数の科目で一問、あるいは選択肢の一つとして、毎年のように登場しています。決して難解な問題ではありませんが、必ず「社会福祉法」の第10章

に目を通して「共同募金は完璧！」になっておきましょう。

1. ○
2. ○
3. ○
4. ○
5. ×社会福祉を目的とする事業を営業者以外のものに配分してはならない。(第 117 条)
6. ×国及び地方公共団体は、寄付金の配分について干渉してはならない。(第 117 条-4)
7. ×第二次大戦後後に、GHQの指導によって法制化された。

※掲載内容の転載・再配布はご遠慮ください。

※メール内容に対する個別の対応は行っておりません。

※問い合わせ等については社会福祉士養成所ホームページより行えます。

〒105-0013 東京都港区浜松町 2-7-19 K D X 浜松町ビル 6F

Copyright2016 YoseijoNewsplus